



工業標準化法による表示制度について

准員 伊藤 悅郎*

図-1



1. まえがき 昭和24年7月施行になつた工業標準化法によつてわが国の工業標準化事業の統一機関として日本工業標準調査

会が設置され、こゝで審議し、主務大臣が制定した工業標準を“日本工業規格（JIS）”と称することはすでに紹介した。この法律の他の一つの要点は、新たに表示制度を採用していることである。そしてこのたゞ二、三の土木材料についてこの表示制度が適用されることとなつたので、これについて概略紹介する。

2. 表示制度 工業標準は単に制定されることが目的でなく、一般に広く使用され実施されることが目的である。従つてそれが生産者・使用者・研究者および行政官庁等の民主的手段による申し合せによつて決められたものであるならば、一般的に強制しなくとも、国民全体が積極的にこれに協力し実施すべきであることは勿論である。しかしながら国家としては、工業標準を実施普及する意味において、この表示制度を採用して良心的な生産者とその商品を使用せんとする公共の利益を保護し、同時に企業体内の品質管理の促進によつて、資金資材の有効利用の達成を企図している。

工業標準化法第19条によれば、主務大臣がとくに必要と認めて日本工業標準調査会の議決を経て鉱工業品の品目を指定したときは、その製造業者は、主務大臣の許可を受けてその製造する当該鉱工業品が日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することができる。また主務大臣はその許可をしようとするときは、その製造業者の申請に係る鉱工業品の製造設備・検査方法・品質管理方法・その他品質保持に必要な技術的生産条件を審査することとなつてゐる。この場合の申請はあくまで生産者の自発的申出によるもので、強制はしていない。主務大臣は審査する場合は勿論であるが、その他必要があるときはその職員に立入り検査をさせることができる。また許可を受

けない製造業者は、指定になつた商品が日本工業規格に該当するものであることを示す表示を附してはならない。許可を受けた製造業者がその表示をした商品でも、日本工業規格に該当しないと認められたならば、第三者でも主務大臣にその旨を申し出ることができる。その場合主務大臣は検査の上、許可の取り消し、その他の処分をすることができる。ただしその処分をしようとするときは、公開による聴聞を行なわなければならない。

表示に関する必要な事項は省令で定めているが、その中で“JIS”という文字を記載することとなつております、その様式は図-1に示すようなものである。なお許可になつた製造業者は日本工業規格に該当しない商品を出すときには、この表示を付さないで出せばよい訳である。

3. 実施状況 この制度によつて指定された品目はセメントガフラー・線材・鋼索をはじめ計69件、申請数712件、許可数149件（1月15日現在）となつてゐる。土木材料としては、陶管・鉄筋コンクリート管・遠心力鉄筋コンクリート管および歩道用コンクリート平板が指定になつた。そして陶管を除いた3件について、その指定の可否が日本工業標準調査会土木部会（部会長吉田徳次郎委員）にて論ぜられた。そのときの意見として、「日本工業規格が制定された以上、生産者も使用者も進んでこれを採用すべきで、官庁がこの間に介入することは自由競争の現在、時代逆行的である」との反対意見もあつた。しかしあが国の現状では、生産者が十分に規格試験を出来る設備を有するものが少く、且つコンクリート技術に関しても改善を要する点が少くない。この点に関して、生産者の啓蒙的手段として表示制度を実施するとともに、使用者に対する規格の徹底的普及と相まって、工業標準化事業の実を挙げることとして指定商品とすることになつた。

4. 実施方法 前に述べたように主務大臣が日本工業標準調査会の議決を以て商品を指定した場合、製造業者の自発的申請により、主務大臣がこれを審査する訳である。この場合の審査員として各地方通商産業局の職員が直接これに当り、かつ工業技術庁および通商産業省からも出向くこととなつてゐる。土木部会関係

* 通産技官、工業技術庁標準部材料規格課

のものは、とくに建設省土木研究所の協力によつて、同所の職員が派遣される場合もある。さらに必要ある場合には、他の学識者・研究者の協力を得ることになつてゐる。審査に当つて各審査員の観点を統一するため、あらかじめ審査基準を作成する。それにはできるだけ客觀性を与えるため、製造工場の実態を調査するとともに、生産者・使用者および研究者の意見を十分取り入れ、その公正を期する。審査基準に従つて審査報告書が提出されたら、各審査員をはじめ中立の学識者の出席を得て判定会議を開き、その上で許可の可否を決定する。しかし基準以下の場合でも一率に不許可としないで、ある箇所を改善すれば基準に達すると認められる場合には、それを勧告の上条件付である期間をおいて許可するという方針をとる。

以上の審査に当つて審査基準が重大な問題となつてくるが、この制度の大きなねらいが品質管理の促進にあるので、つきのような点に重点をおいている。すな

わち、所要する品質のものを能率よく生産するため材料の入手から製品の完成までのあらゆる過程においてそれぞれ計画された取り組みの確立とその実施である。したがつて各製造工程において、つねに科学的な管理が行われなければならないので、そのうちコンクリート技術に関しては、土木学会示方書に準拠することとする。また試験・検査およびその記録を必要条件としている。

5. あとがき この表示制度はわが国においては全く新しい制度であり、その運営に当つて最も注意すべき問題は、これ等の目的が企業の大小を問わず、その技術の主体性を確立し、その質的生産性を増大するためのものであり、整理のための企業整備を目的とするものでないことを銘記しなければならないということである。これがたゞ単に生産者ばかりでなく、使用者および一般の理解と協力を願つてやまない。

北陸地方融雪洪水の基礎調査

本文は大道寺重雄・鈴木猛（中央気象台予報部業務課）の両氏が、研究時報第2卷第12号に発表された同名論文を編集部に於て要約したものであります。（編集部）

北陸地方の河川の流量は、根雪期間はおもむね1年中の最少値であるが、融雪が始まると急激に増大し、平均水位は1年中の最高になるので、夏季ならば200mm以上の雨量がないと洪水にならない河川でも、融雪期では50mm内外の雨量でも容易に洪水を起すのが特長である。この調査は昭.23.10~24.9.迄の黒部川、常願寺川、神通川、庄川、手取川、九頭龍川の発電所で観測した毎日の降水量、積雪量、根雪の深さ及び流量の値から融雪期の洪水予報の基礎となる事項を研究したものである。

例えば黒部川については、仙人谷に於ける根雪期間は1月2日～5月5日で、根雪の1日の平均深は2.15m、4月16日から融雪期に入った。根雪期の日平均流

量は1月上旬20m³/sでその後次第に減じ、4月上旬は約10m³/sで最少、毎日の流量値変化の最大振巾は4m³/s位であった。2.15m位の根雪があると、新雪又は40mm程度の雨があつても流量には殆んど変化なく、融雪期に入ると総計で50mm以上の雨が降ると流量は飛躍的に増加する。このことから洪水予報には4月に入つたら雨が降るか、雪が降るかを予想することが最も重要なことになる。これは常願寺川、手取川についても同様である。九頭龍川では根雪期間中でも降雨があると必ず流量が増加していて、他の河川と違つている。神通川、庄川については根雪、降雨量流量の三者関係が明瞭でなかつた。

平井敦著「鋼橋」再版について

平井敦著「鋼橋」（土木工学叢書第6回配本）は品切の為、長い間御迷惑をおかけ致しましたが、今回再版することになりましたから、御希望の方はなるべく早目に御予約下さい。

体裁：B・5版 530頁 特製美本

定価：900円（諸価値上りの為）送料 40円

出来期日：26年4月25日

但し会員に限り定価の5分引です。代金、送料をつけて学会宛御申込願います。